**応募要件**

①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する者にあっては、構成員全員が該当すること。

（１）大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること又は登録される見込みであること。

（２）

　　一　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定

によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第

８９号）第１１条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補

助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て

いないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２

条第１項各号に掲げる者

二　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再

生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第３３条第１項の

再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）

第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立て

をなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、

金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認め

られる者でないこと。

三　公示の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であるこ

と。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ　大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第２８条第

３項又は第５項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又

は公示に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

ウ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けて

いる者（第一号　キに掲げる者を除く）又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する

者（第一号　キに掲げる者を除く）

エ　大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けて

いる者（申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く）

（３）消費者安全法第８条の２第１項に規定する内閣府令で定める基準に適合する者であるこ

と。

②技術力に関する要件

（１）消費者や府内市町村相談員から寄せられる高度な専門性を必要とする消費生活に関する

相談及び苦情を、迅速かつ的確に処理できること。また、相談内容を速やかに整理・分析

した上で、組織内部及び大阪府と共有し、必要な啓発や市町村に対する支援を行うことが

できること。

・相談員は、消費者安全法第10条の３に定める消費生活相談員の要件を満たす者と

し、「大阪府消費生活センター消費生活相談等に関する業務」の業務概要（以下「業

務概要」という。）に示す相談件数等に対応可能な能力を有する人材を、適正な規模

で配置すること。

　　　・消費者安全法第10条の４に定める指定消費生活相談員を２名以上配置し、常時１名以

上が勤務する体制を確保すること。

　　　・業務概要に示す技術相談や商品テストに対応可能な能力を有する人材を１名以上配置

すること。

　　　・その他、業務概要に示す要件を満たすこと。

③業務執行に関する要件

以下の業務実施体制を確保していること。

ア　個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業

務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。

　　【管理方法の一例】

・個人情報管理規程を有し、個人情報管理研修を実施していること。

イ　事業の概要に沿った人員配置であること。